

企画提案仕様書

1 委託業務名

園芸産地生産体制の現地実態調査委託業務

2 背景及び目的

沖縄県における園芸品目（野菜・花き・果樹）の生産現場では、繁忙期における作業の集中や農家の高齢化、担い手不足等による深刻な労働力不足に対して、一部機械化を行い労働力の補完を行っているが、生産体制は厳しい状況が続いている。

その一方で、近年、農業分野におけるスマート技術を含む技術開発や実証が進んでおり、省力化や効率化が期待されている。ただし、これらの技術は、沖縄県と生産環境等が異なる県外の園芸産地における実証技術が主であることから、沖縄県内においてどの程度活用できるかは分かっていない。

そこで、沖縄県内の園芸産地における生産体制の課題や現状を把握するとともに、先進地での機械導入事例の沖縄県内での活用可能性の検討を行い、作業性効率化のための園芸産地における機械導入事例集を作成することを目的とする。

3 事業期間

令和7年度～9年度（予定）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月11日（水）まで

※ 契約は年度ごとに締結するものとする。

5 委託料上限額（令和7年度）

（1）委託料の上限額は、15,820,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

（2）委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、精算払いを行う。

（3）積算の費目については、以下の内容で提出すること。

① 直接人件費

② 直接経費

ア 旅費

イ 印刷製本費

ウ 需用費（消耗品費、燃料費等）

エ 役務費（通信運搬費等）

オ 使用料（機械リース、レンタカー、高速道路使用料、パソコンリース等）

カ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

③ 再委託費

④ 一般管理費（上記①及び②）の合計額の10%以内とする）

⑤ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

（注3）契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。

（注4）消費税は10%で計上すること。

6 委託業務（企画提案）の内容

沖縄県で生産されている主要な園芸品目について、効率的な機械化導入体系を構築するために、沖縄県内の産地における作業体系や所有機械等の実態調査を行うとともに、調査対象品目または類似品目の先進地の生産現場の調査を行い、沖縄県の園芸産地における機械導入事例集を作成する。

産地における実態調査及び事例集作成の対象品目（以下、調査対象品目とする）は、園芸産地生産体制の現地実態調査委託業務に係る調査対象品目選定委員会で決定した下記の品目のうち3品目以上とする。

【調査対象品目】

- ・野菜：かぼちゃ、オクラ、島らっきょう
- ・花き：キク類、トルコギキョウ
- ・果樹：かんきつ、パインアップル

また、上記の調査対象品目以外の沖縄県戦略品目（園芸品目）のうち、農業機械導入またはスマート技術導入を推進することで生産性を向上できる可能性のある品目及び対応する技術について調査対象を追加できるものとする。

なお、検討する機械については、導入実証時（次年度以降）にリース対応できるものを対象とする。

内容については、次の（１）から（６）に掲げる項目を実施すること。なお、委託業務を行うにあたっては、生産者および農業団体等の協力を得ながら行うこと。

また、業務期間中（令和7年度～9年度）中における企画提案書及び年度別の概算費用を提示し、年度ごとの取組内容（計画）についても示すこと。下記（６）については、3年目での実施を想定している。ただし、2年目、3年目の契約をあらかじめ約束するものではない。

（１）沖縄県内主要産地における園芸品目の生産体制の実態調査

調査対象品目の生産の現状及び生産現場の課題把握を目的として、県内主要産地における生産から出荷までの作業体系を整理すること。その際に、以下項目については必ず検証・整理すること。

- ① 生産から出荷までの作業内容。
- ② 生産規模（作付・収穫面積および集出荷施設等）。
- ③ 所有農業機械（農業機械およびスマート技術等）。自己資金導入もしくは事業の活用等、導入方法についても調査すること。
- ④ 現状産地が抱える課題と機械化・スマート技術導入への要望および問題点。

実態調査の実施にあたっては、可能な限り定量的指標を用いて報告を取りまとめるものとする。

また、沖縄県が作成した「品目別技術体系・収益性事例」及び「沖縄県農業経営技術指標」等を参考に、経営的視点もふまえて検証・整理すること。

なお、上記の沖縄県作成資料については、園芸振興課から提供を行う。

（２）先進地における生産体制および機械導入事例等の調査、沖縄県内産地での技術活用の可能性の検討

農業機械やスマート技術を活用した園芸品目の効率的な生産体制を構築することを目的として、調査対象品目または類似品目の県外等の先進地にて、実態調査を行う。

上記（１）の①～④と同様の項目について、必ず検証・整理を行うこと。加えて、栽培様式等について沖縄県内の慣行との相違点を比較し、導入の可能性について検証すること。

上記（１）の結果と先進地調査の結果を踏まえて、沖縄県内の産地での農業機械または

スマート技術の活用可能性について検討する。

なお、対象の導入技術は、すでに沖縄県内で普及しているものを除くこととする。

(3) 機械化等の推進により生産性を向上できる可能性のある品目と技術の選定

(1) の調査対象品目以外の沖縄県戦略品目(園芸品目)のうち、農業機械導入またはスマート技術導入を推進することで生産性を向上できる可能性のある品目及び対応する技術について調査、選定を行う。

なお、対象の技術は、すでに沖縄県内で普及しているものを除くこととする。

本調査の対象品目数は、以下に掲げるものを例とし、6品目以上とする。

【品目数例】野菜：2品目、花き2品目、果樹2品目

ただし、企画提案の内容によっては、品目数を変動することも認めることが出来る。

(4) その他、事業を効果的かつ円滑に推進するための提案

その他、本業務を実施するにあたり有効と考えられる企画提案。

なお、調査対象とした生産現場に限定されるような調査事例とならないよう、規模的・技術的面から客観性・普及性の確保に十分留意すること。

(5) 委託業務報告会の実施

本業務の上記(1)～(4)の検証内容・結果について、検討を行うための委託業務報告会を各年度の委託期間終了までに2回以上開催する。

なお、報告会の参加者は沖縄県が選定する。

(6) 結果の取りまとめ

上記(1)～(5)の業務により得られた検証結果に基づき取りまとめを行い、調査対象品目の園芸産地機械化導入モデル事例集を含む報告書を作成する。

7 令和7年度成果品等の提出

(1) 印刷製本された業務報告書A4版(カラー原稿)を5部、業務報告書概要版A4版(カラー原稿)を20部提出すること。

(2) 業務報告書には、業務に要した経費の根拠資料を添付すること。また、委託業務内容に関連する資料一式を「資料編」として委託業務報告書本編と分けて作成すること。

(3) 上記(1)を記録した電子媒体(電子データ、画像データ等)を1部提出すること。

なお、6 委託業務(企画提案)の内容の各項の資料整理に係るデータ形式等については、事前に委託者と調整を行うこと。

8 知的財産権等の取扱い

本業務により生じた著作権を含む全ての知的財産権は、委託者である沖縄県に帰属する。

ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

9 秘密保持及び個人情報の取扱い

(1) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、委託者の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(2) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(3) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)を遵守する。

10 契約不適合責任

- (1) 受託者は、本県に納入した成果品に関して契約の内容に適合しない場合について、運用の開始の日から起算して1年間、担保の責を負うものとする。
- (2) 受託者は、成果品の不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該不適合を発見したときから1年間、担保の責を負うものとする。
- (3) 県は前2項の期間において不適合のある納品物について、受託者に相当の期間を定めて補修を依頼し、または補修に代え若しくは補修と共に当該不適合により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

11 業務再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 原稿・データの入力及び集計
- ③ 調査票の封入・発送業務、未回答者への架電・追加の情報収集
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に県と別途事前協議を行った業務

(3) 再委託の相手方の制限

本業務に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

12 その他留意事項

- (1) 委託候補事業者として選定された場合であっても、当該事業者が提案した企画提案書の内容全ての実施を保証するものではない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事情により変更することがある。
- (3) 業務完了時において、実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額するものとする。
- (4) 本業務に関する事務は、受託者が行う。
- (5) 受注者は業務遂行にあたって、委託者と十分な打合せを行うとともに、発注者と緊密な連携をもって行わなければならない。
なお、業務の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行上必要と認めるものであって、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。
- (7) 受託者は、この業務に係るすべての書類を整備し、令和13年3月末まで保管すること。